

## 平成21年度jaera定期社員総会開催される

去る6月12日(金)に、日本ELVリサイクル機構の平成21年度社員総会が、東京品川プリンスホテルにて開催されました。その概要を以下に報告します。午後一時より始まった社員総会は、第一部 定期社員総会、第二部 全体集会、第三部 懇親会の順で進行しました。

### 定期社員総会

冒頭、現在加盟51団体のうち、出席27団体、委任状提出24団体が確認され社員総会は適法に成立。また、経済産業省、環境省よりそれぞれ担当官のご出席がありました。各議案ごとの審議状況は以下のとおり

#### 1) 一号議案 平成20年度事業報告

①酒井代表理事より、事業概要につき報告がありました。

- ・過去最大のイベントである環境フォーラム in 北海道は、準備から運営に至る機構役職員、地元会員の並々ならない働き、更には関係機関の協力を頂き、当初期待された以上の成果を挙げたといえる。業界のみならず、社会一般への発信の機会が得られ、機構の今後の発展に大いに自信となった。
- ・二年目に入ったインストラクター研修プログラムは、自再協に加え、促進センター、トヨタ自動車の参加協力を得て、さらに充実したものとなった。機構の活動の柱として更なる発展が期待される。
- ・産構審/中環審合同の自り法の評価と見直し作業が進んでおり、業界を代表し酒井代表理事が十数回にわたる会議に出席し、業界としての意見・要望を述べた。

②部門報告ならびにブロック報告

- ・機構の各部会ならびにブロック会議における活動について報告があった。(詳細は定期社員総会資料参照)
- ・ブロック別インストラクター講習会が全国10ブロック(九州、沖縄は共同開催)で行われ、引き続き ▶



▶てインストラクターを講師とする地域講習会が、年度内に41地域(残りはその後順次開催)で開催され成果をあげた。

③収支広告・監査報告

当期の決算報告が提出され、監事より、適法、適切に会計処理されたことが確認され総会が承認した。(詳細は定期社員総会資料参照)

#### 2) 二号議案 定款変更

会社法改正に伴い、当機構の名称が一般社団法人日本ELVリサイクル機構と改名される件につき、全会一致で承認。総会決定に基づき、後日定款第一章を変更し変更登記を行う。

#### 3) 三号議案 平成21年度事業計画

(詳細は定期社員総会資料参照)

～第五期の活動について～ 酒井代表理事

- ・環境保護の社会的機運の盛り上がる中、会員が ▶

- ▼ 社会のニーズに応えられるための安定的経営の維持を目指す。
- ・インストラクター研修制度の更なるレベルアップを図る。
- ・広報システム、特に、ホームページの会員専用ページ

- ▼ ズの充実を図り、会員への情報提供、会員相互の情報交換のレベルアップを図る。
- ・自り法見直しが最終段階を迎える中、解体現場における集荷、製品販売が円滑かつ公平に機能することを旨とした働きかけを続ける。

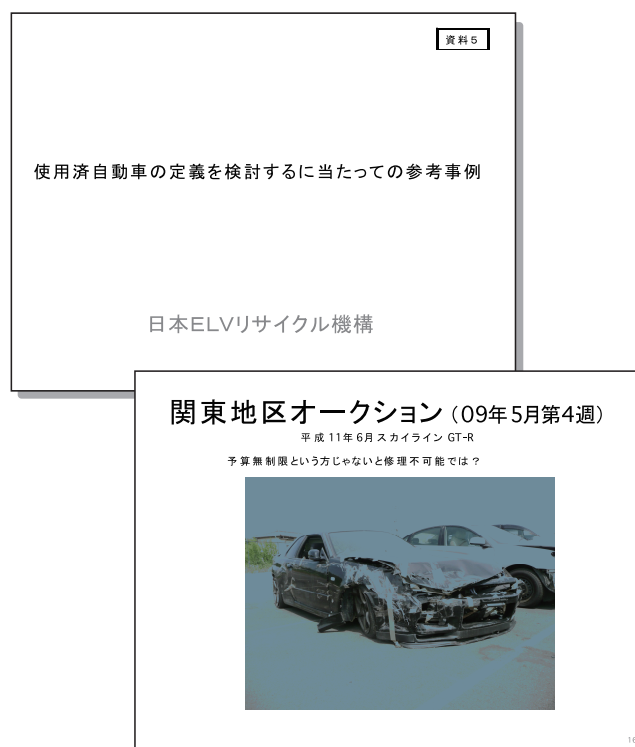
## 合同会議トピックス

昨年7月から始まった産構審/中環審合同の自動車リサイクル法の評価と見直し会議は、去る7月21日の会議で14回を数え、いよいよ最終段階に入ってきました。これまでの議論で出されました盛り沢山の意見を、事務局（経産省/環境省）が取りまとめ、報告書を作成します。報告書は公表され、一般の方々の意見を聞くパブリックコメントのプロセスに進みます。本紙では、一連の合同会議議論の中から関心の高い項目を何回かに分けて取り上げることとします。第一回目は、リサイクルシステムの入り口、即ち、ELVの引取りに関する議論です。

◆システムの入り口問題の一つは、解体業界が提起したもので、主に中古車オークションの隆盛によるELV流通の変化が解体業に多大な影響を及ぼしている件で、合同会議でも各委員の関心を呼びました。その結果、第19回合同会議（2/19開催）では、当初予定にはなかったオークション業界代表に対するヒアリングが開催され、出席した日本オートオークション協議会代表は、「リユースコーナー」または類似する低年式、多走行車専門コーナーの出品車はあくまでも中古車であり、使用済自動車ではないと明言しています。一方、第23回合同会議（6/9開催）で、日本ELVリサイクル機構より、欠損車両等が出品されている現場の写真を示し、オークションに中古車と判断しかねる車両が出品されている事実を指摘したところ、オークション業界は、前言を翻し、出品車は「商品車」であり、必ずしも再販に耐えうる中古車とは限らない、と、常識的には使用済車判断されるような車両の出品を正当化しようとしたが、中立委員の納得は得られませんでした。

◆同じくリサイクルシステムの入り口論で、日本ELVリサイクル機構より、引き取り業者としての役割を担うべき販売店等が、ユーザーから引き取った（下取りした）車両を、使用済自動車/中古車の判断を避け、全てを中古車としてオークションに出品することが日常化しているとの指摘をおこないました。

- ▼ これは、合同会議に事務局（経産省/環境省）より提出された資料で、解体業者が引き取り報告を行った車両が販売業者のそれを大幅に上回っていることでも明らかです。



- ◆第24回合同会議（7/7開催）では、これら議論を踏まえ事務局がまとめた考え方が提示されています。
  - ・使用済自動車か中古車かの判断は、所有者の意思を踏まえつつ決まるものであるが、実際には、明らかに自動車の機能を損ない、使用済自動車と考えられる車両も中古車（オークション業界によれば商品車）として流通している。
  - ・かかる状況を避けるため、適正かつ透明性の高い法運用の観点から、これら車両の客観的な状況に基づく判断が必要となる。
  - ・しかしながら客観的な判断も、車両の状況や条件により異なり、一律の基準によってできるものではないため、複数の項目についての目安を設けるとともに総合的に判断するための手順を

▼ 検討することが必要。

とし、今後、使用済自動車のガイドラインについて検討する必要があることを示唆しています。経産省 / 環境省では、今後秋に向け、ワーキンググループを立ち上げて、判断基準の詳細を検討したい意向のようです。

◆引き取り業者の役割分担についての項目では、ユーザーが車両を手放す際、使用済自動車か中古車かの区分を意識せずディーラー等に車を引き渡すことが多く、その際、ディーラー自身が、使用済自動車として引き取ったのか中古車として下取ったのか不明瞭となっている現状が論点となりました。

◆更に、ディーラーあるいは転売先の解体業者でその車両が使用済自動車となった場合、所有権の移転に伴い、法律ではユーザーが負担すると想定されているリサイクル料金を、解体業者が負担する事態も生じており、特に、解体業者が解体するために車両を中古車として購入し、自らリサイクル料金を負担している

▼ ことに対して中立委員より、リサイクル法の本質に反するものであるという意見が出されました。

◆最終ユーザーが、その義務（リサイクル料金の負担、抹消登録）と権利（重量税残存分の還付）を理解し、リサイクル制度における透明性、信頼性を確保することが重要であり、車両の価値、市況等の情報を持つ引取り業者（ディーラー等）が、その情報をユーザーに提示して、ユーザーの判断を促すことが重要であるとし、相場に精通しており、ユーザーとの接点を持つディーラー等が、ユーザー自身が判断できるよう情報提供する。更に消費者代表より、ユーザーの意思を書面で確認することを励行すべきとの意見も出された。

◆一方、ディーラー等は、本来の業務は新車（または中古車）を販売することであり、使用済か否かを判断するに十分な情報は持ち合わせておらず、その結果、適切に市場価値を決定する手法としてオークションに出品する等の措置をとっていると反論しています。 ◀

（つづき次号）

## ニュージーランドリサイクル事情 2

ニュージーランドは、オーストラリアと同様、生物学的に孤立した地域なので、国外から持ち込まれる動植物に対する厳しい検疫体制がとられています。例えば海外からの航空機がニュージーランドの空港に着陸すると、旅客が機内にいる中スプレーで消毒液がふりかけられます。さらに、入国に際しての手荷物検査で食べ物、特に果物などは直ちにに取り上げられ、廃棄処分となります。ニュージーランドへコンテナ便を送ったことがある方はご存じだと思いますが、貨物に土や植物が付着しているとその貨物は現地でそのまま荷降ろしできません。すべての積載物に燻蒸消毒を義務付けられることとなります。

このような水際での厳しい検疫は、ニュージーランドが牧畜を主要産業としているためです。

私は、仕事の関係で3度ほどニュージーランドを訪れ、オークランドやクライストチャーチのみならず、ネイピアとカウインズタウン、熊谷市と姉妹都市提携をしている南島のはずれの町、インバーカーギルまで足を伸ばしてきました。印象に残っているのは、豊かな自然とどこに行っても人々がフレンドリーで、大都市にありがちな対人関係の緊張感を感じさせないことです。オーストラリアでも同様の安心感を持てることが多かったのですが、乾燥

▼ して大自然に潤いの乏しいオーストラリアに比べて、ニュージーランドの自然は緑豊かで心地よい湿度に満たされています。私のような自然派人間にとっては、大自然の懐にいつまでも抱かれていたい、何度でも訪れてみたい国です。

少し前置きが長くなりました、カッセルズ博士の講演資料に戻ります。前号では、1987年ころから関税の見直しにより中古車の輸入が急激に増加し始めたということ



桐の花と遠く広がる緑の大地

▼ 報告いたしました。一方で、ニュージーランドにおける環境政策はどうなっているのでしょうか。ニュージーランドでは1991年に、自然資源の確実な保護と適切な利用の実現を目的として「資源管理法」が施行されました。自動車リサイクル産業については、土壌、水中、大気への有害物質の排出に関して基準を設け、リサイクル工程における環境負荷を最小限にとどめる努力が始まっています。この基準に違反してスクラップ業者がオイルを垂れ流し、摘発された例があるそうです。

参考までに、日本で資源有効利用促進法が制定されたのも1991年4月のことです。その後、廃棄物処理法が改正され、シュレッダー処理される家電製品と自動車のリサイクルガイドラインが公表されたのが平成7年、1995年のことでした。さらに平成9年(1997年)5月には「使用済自動車リサイクルイニシアティブ」が策定され、リサイクル工程における分別基準やリサイクル目標が定められました。

ニュージーランドでは「資源管理法」の制定から10年を経た2001年、自動車関連の規制としては「正面衝突安全性能基準」が策定され、ニュージーランドに輸入される自動車は輸出元の国が定める現行の安全基準を満たしていることが求められました。この結果、あまり古い自動車は輸入できなくなっています。

このほか2003年、2006年、2007年に排ガス基準が強化され、2008年以降輸入される軽量車両には日本の98年規制以上、重量車両(ディーゼル車以外)には同02年規制以上、ディーゼル車に対しては同04年規制以上のレベルをクリアすることが求められました。この基準は2012年以降さらに引き上げられ、すべての自動車に日本の05年以上の排ガス基準を適用されることになっています。

以上のような政府の自動車政策により、ニュージーランドに輸入される自動車の台数は規制に振り回される結果となっており、規制緩和が始まった1987年に対前年

▼ 比200%以上の伸び率を記録したのを始めとして、1990年までは高い伸び率が続きます。しかし、「資源管理法」が施行された1991年は50%近い減少、その後振れ幅は収束してきているものの2005年以降は前年比微減が続いています。

ニュージーランド向けに中古車を輸出されている皆さんは、自社の実績に照らし合わせてこれらの政策がどのようにビジネスに影響していたかがよく理解していただけるのではないかと思います。(つづく) ◀

## JAERA年間行事予定

JAERA理事会他の年間予定(暫定)が決まりました。各地域の声を機構に吸い上げるため、ブロック長(理事)を中心に地域ごとの議論を高めていただき、一般会員の意見が機構全体の活動方針、意思決定によりよく反映されるような組織運営を図ってまいりたいと考えています。その他の行事予定と合わせ、予定表には早めに記入してください。

### ①理事会開催予定

2009年10月26日(月) / 12月14日(月)  
2010年 3月15日(月) / 4月28日(水)

### ②2010年度社員総会

2010年 5月27日(木)  
※午前中に理事会(総会準備)開催予定  
※ビッグサイトで2010年「環境展」開催期間中です

### ③その他行事

#### ・ブロック長会議

2009年 8月26日(水)  
2009年10月27日(水) ※以降の開催は未定です

#### ・JAERA全体集会

10月25日(日)にJAERA全体集会開催を計画中  
※10/23~11/4の日程で第41回東京モーターショーが開催されます

## 編集後記

暑中お見舞い申し上げます。機構会員の皆様は如何お過ごしでしょうか。

衆議院が解散し、「民意を問う」ための総選挙に向けての選挙戦の真只中、如何なる結果に終わるのか、国がどのように変わるのか、あるいは変わらないのか、我々の生活や仕事はどうなるのか、先の見えない不安から早く開放されたいと思っているのは編集子一人ではないと思います。

リサイクル法見直しの議論も、先の見えないことの一つです。解体業者が自らリサイクル料金を支払って車を引き取り、解体してエアバッグ料金やフロン料金を受け取る、といった、法律の根本から離れた現実があるにもかかわらず、その解決方法が見えないまま既に十数回の合同会議が開催されました。代表理事をはじめ、多くの人がつぎ込んだ多大なエネルギーが報われないようなことにならないよう、関係者が今一度自分に課せられた“役割”を再認識し、公正で透明なリサイクルシステムが安定的に持続するよう心から願っております。見直しも後半に差し掛かってきました。しっかりと見守っていきましょう。(編集子)

有限責任中間法人 **日本ELVリサイクル機構** [JAERAニュースレター]

発行日:2009年7月25日 発行所:〒105-0004 東京都港区新橋3丁目2-2 一美ビル5F TEL.03-3519-5181 / FAX.03-3597-5171